

大分県糖尿病性腎症重症化予防推進事業実施要領

1 趣旨

この要領は、大分県糖尿病性腎症重症化予防推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、大分大学医学部附属病院が本事業のうち、腎症重症化予防ステーションの機能を有する糖尿病性腎症重症化予防専門外来（以下「専門外来」という。）の設置・運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この事業は、大分大学医学部附属病院が設置する専門外来やかかりつけ医等との連携強化等に要する経費を県が補助することにより、県民の糖尿病性腎症重症化予防による健康寿命の延伸を目的とする。

3 実施主体

大分大学医学部附属病院

4 事業の内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 専門外来の設置・運営
- (2) かかりつけ医等との連携強化
 - ・各市町村・圏域レベルで開催される個別支援検討会等の協議・検討機会に専門外来の医師等を派遣し、かかりつけ医等に対して助言・指導を行う。
 - ・診療レベル向上のため、かかりつけ医等や保険者に対し研修を実施する。
- (3) 専門外来への紹介患者の受入れ対応、かかりつけ医等への情報提供や助言
- (4) 専門外来における患者への診療、検査及び療養指導等

5 事業の補助対象経費

上記4に要する経費のうち、以下の経費とする。

報酬・給料・職員手当等	事業において必要となる正規・非常勤職員の費用等
共済費	事業において必要となる正規・非常勤職員の共済費
賃金	事業において必要となる臨時職員の費用等
報償費	事業において支払われる専門医等に対する謝金等
旅費	事業において支払われる専門医等に対する旅費や事業を進める上で必要な交通費等
需用費	事業を進める上で必要な物品、事務用品等（単体で取得価格が5万円未満） 事業を進める上で必要な会議資料等の印刷費等

(注) 事業の実施に必要な最低限の経費とする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 特定の個人の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 実施主体の内部の者に対する報償費
- (4) 食糧費
- (5) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- (6) その他知事が不相当と認めるもの

6 補助事業の状況報告

要綱第7条の規定に基づき、糖尿病性腎症重症化予防専門外来の当該年度実績について、前月末までの状況を、7月、10月、1月及び当該年度補助事業実績報告時に、別紙報告様式にて提出する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る糖尿病性腎症重症化予防推進事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る糖尿病性腎症重症化予防推進事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度の予算に係る糖尿病性腎症重症化予防推進事業から適用する。